

1-25-14

国王尚真の、進貢のため長史蔡遷等を遣わす符文

(二五二七、九、一五)

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

今、特に長史蔡遷等を遣わし、表文一通を齎捧し、寧字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫黄二万斤を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 蔡遷

使者二員 馬參魯 馬加尼

通事一員 程祿 人伴一十九名

国王附搭の蘇木五千斤

正徳十二年(一五一七) 九月十五日

右の符文は長史蔡遷・通事程祿等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の事の為にす 符文

注*この進貢については『明実録』正徳十三年三月戊辰の条に記事がある。

1-25-15

国王尚真の、進貢謝恩のため長史金良等を遣わす符文

(二五二三、八、一七)

琉球国中山王尚真、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に正議大夫鄭繩を遣わし、長史金良等と共に、表文一通を齎捧せしむ。仁字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫黄二万斤を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の諭遣を承くれれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 金良

使者三員 寿達魯 馬南比 嘉満度 通事一員 蔡遷

人伴二十一名

国王附搭の蘇木二千斤・胡椒一千斤

嘉靖二年(一五二三) 八月十七日

右の符文は長史金良・通事蔡遷等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の事の為にす 符文

注*この進貢については『明実録』嘉靖三年四月壬寅・己未の各条に記事があり、金良は入貢したが、鄭繩は風のために到達できなかったことがわかる。そのため鄭繩は、翌年福建に補貢している(『明実録』嘉靖四年三月戊寅条)。

(1) 寿達魯 儀間親雲上真孟。一四九四—一五七七年。首里麻氏(田名家)四世。家譜はこの時の事を宝丸御船の官舎として

閩に至ったとする(『家譜(三)』五八一頁)。
(2) 蔡遂 生没年不詳。久米村蔡氏(儀間家)五世(『家譜(二)』二五二頁)。

1-25-16

国王尚真の、進貢のため長史金良等を遣わす符文

(一五二五、八、一五)

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

今、特に長史金良・使者支刺嘉尼等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。仁字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫黄二万斤を装載し、京に赴き進貢し、仍お札部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の論遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 金良

使者三員 支刺嘉尼 金志良 嘉満度 通事一員 蔡瀚

人伴二十一名

国王附搭の胡椒一千斤

嘉靖四年(一五二五)八月十五日

右の符文は長史金良・通事蔡瀚等に付し、此れに准ぜしむ進貢等の事の為にす 符文

注(1) 蔡瀚 一五〇二—一五六六年。屋良親雲上。久米村蔡氏(儀間家)六世。のち正議大夫となる。渡明は五回に及ぶ(『家譜(二)』二五三頁)。

1-25-17

世子尚清の、進貢のため長史蔡瀚等を遣わす符文

(二五二九、八、一五)

琉球国中山王世子尚清、進貢等の事の為にす。

今、特に長史蔡瀚・使者馬吾刺等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。天字号小船一隻に坐駕して馬二匹・硫黄五千斤、通事林盛の船内に、馬二匹・硫黄五千斤を附送し、共に一万斤・馬四匹を装載し、京に赴き進貢し、仍お札部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の論遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 蔡瀚

使者一員 馬吾刺

都通事一員 梁椿